（別紙）

## １　命令等の題名

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

## ２　根拠となる法令の条項

法第３条第３項、第７条第２項及び第８条第２項

## ３　改正の概要

(1)　金融機関等による個人である預貯金者等の本人特定事項の確認方法（規則第３条第１項第１号関係）

①　個人である預貯金者等の対面での本人特定事項の確認方法

ア　ＩＣチップが組み込まれた写真付き本人確認書類については、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、当該ＩＣチップの情報の読み取り等を行うこととする。

イ　ＩＣチップが組み込まれていない写真付き本人確認書類（身体障害者手帳等）については、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、申出等関係文書を転送不要郵便物等として送付することとする。

ウ　ＩＣチップが組み込まれた本人確認書類で写真が貼り付けられていないもの（16 歳未満の在留カード等）については、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、当該ＩＣチップの情報の読み取り等を行い、かつ、申出等関係文書を転送不要郵便物等として送付することとする。

エ　ＩＣチップが組み込まれていない本人確認書類で写真が貼り付けられていないものについては、偽造・改ざん対策が施された本人確認書類（住民票の写し等）に限り用いることができることとし、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、申出等関係文書を転送不要郵便物等として送付することとする。

オ　上記方法が実施困難である短期滞在の外国人や外交官等については、写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法を存置することとする(※)。

（※）旅券等で在留資格や外交官等の身分を確認する運用を行うこととする。

②　個人である預貯金者等の非対面での本人特定事項の確認方法

ア　個人である預貯金者等の本人特定事項の確認方法のうち、非対面での取引に際して利用される

○　金融機関等が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた預貯金者等の本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法

○　預貯金者等の本人確認書類の写しの送付を受ける方法

については、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、廃止することとする。

イ　IC チップが搭載された本人確認書類を保有していない預貯金者等が非対面での取引に際して利用することが可能な確認方法を確保するため、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクも踏まえ、利用できる本人確認書類について偽造を防止するための措置が講じられたもの（新規則第４条第１号ニに掲げる書類）に限定した上で、当該本人確認書類の原本の送付を受けるなどする方法を引き続き認めることとする。

ウ　預貯金者等が非居住外国人等である場合にあっては、改正後に非対面での取引に係る有効な確認方法が実質的に存在しなくなることがないよう、規則第３条第１項第１号リに掲げる方法等に相当する方法を引き続き利用できることとする。

(2)　法人である預貯金者等の本人特定事項の確認方法（規則第３条第１項第２号関係）

法人である預貯金者等の本人特定事項の確認方法のうち、本人確認書類の原本又はその写しの送付を受ける方法については、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、その写しの利用を不可とし、原本に限り利用することとする。ただし、預貯金者等が外国法人である場合にあっては、改正後に非対面での取引に係る有効な確認方法が実質的に存在しなくなることがないよう、本人確認書類の原本に限らずその写しについても引き続き利用できることとする。

(3)　その他

その他所要の改正を行うこととする。

## ４　施行期日

令和９年４月１日から施行する。

〈凡例〉

| | |
|---|---|
| 法 | 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和３年法律第 39 号）をいう。 |
| 規則 | 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則（令和６年内閣府・デジタル庁・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第１号）をいう。 |
| 新規則 | 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案による改正後の預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則をいう。 |
| 金融機関等 | 規則第２条第１項に規定する金融機関等をいう。 |
| 預貯金者等 | 規則第２条第１項に規定する預貯金者等をいう。 |
| 被居住外国人等 | 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の適用を受けない者又は同法第 17 条第３号に規定する国外転出者をいう。 |
| 申出等関係文書 | 規則第３条第１項第１号ロに規定する申出等関係文書をいう。 |
| 外国法人 | 外国に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。 |